

平成30年4月24日

## 教育委員会定例会報告書

草津市教育委員会

報告事項

- (1) 平成30年度監査等実施計画について
- (2) 定期監査結果の報告について
- (3) 草津宿街道交流館会員制度要綱の一部を改正する要綱の制定について
- (4) 草津市中学校運動部活動指導員設置要綱の制定について
- (5) 寄付受け入れ報告について

監 発 第 5 8 号

平成 30 年 3 月 24 日

草津市教育委員会教育長 様



草津市代表監査委員

平成 30 年度監査等実施計画について（通知）

平成 30 年度監査等実施計画を別紙のとおり決定したので通知します。

## 平成30年度 監査計画

### 1 監査の基本方針

我国の経済については、景気の現状を示す直近の基調判断（平成30年3月）を「景気は、緩やかに回復している。」とされている。先行きについては、雇用・所得環境の改善が続くなかで、緩やかな回復が続くことが期待されるが、海外経済の不確実性や金融資本市場の変動の影響に留意する必要があり、国や地方公共団体を取り巻く財政環境についても、依然として厳しい状況にある。

本市の財政状況については、社会保障関係経費の増加や大型公共施設の整備が継続される中、平成29年度財政運営計画において、財政収支見通しとして3年間で約64億円の財源不足になると見込んでいる。一方、上述の社会背景から、歳入の根幹をなす市税収入については、法人市民税の伸びは一定期待するものの、市税全体としての着実な伸びを期待することは難しく、本市の行財政運営はより一層厳しさを増すものと予想される。

平成30年度の監査にあたっては、こうした現下の情勢を十分認識しつつ、公正不偏の立場から、草津市監査委員監査規程に基づき、「市民福祉の増進にどのように役立っているか」、「最少の経費で最大の効果をあげているか」、「組織及び運営の合理化に努めているか」、「法令を遵守しているか」を基本的な視点として監査を実施する。

なお、引き続き、平成27年度に全国都市監査委員会において統一的な監査基準として策定された「都市監査基準」に準拠し監査を進めるものとする。

また、監査制度の充実・強化を目的に地方自治法の一部を改正する法律が平成29年6月に公布され、平成30年4月から一部施行されている。こうした動向にも注視しながら各種監査の充実・強化に努める。

- (1) 法令等に則り適正に執行されているかという正確性、合規性の観点から監査を行う。また、内部統制機能（組織としてのチェック体制の整備・運用）が促進されるよう留意する。
- (2) 収入の適実かつ厳正な確保、支出の必要かつ最小の執行が図られているかという観点から監査を行う。
- (3) 経済性(Economy)、効率性(Efficiency)、有効性(Effectiveness)という、いわゆる3Eの観点から監査を行う。
- (4) 市民の視点に立って、公平で適正かつ合理的な行政運営であるかという観点から監査を行う。
- (5) 監査結果や改善措置の状況について、積極的な公表を図る。

### 2 各種監査等の実施方針

#### (1) 定期監査（地方自治法第199条第1項、第4項）

市の財務に関する事務の執行、市の経営に係る事業の管理が適正かつ合理的、効

率的に行われているかどうかについて、部単位で対象を定め実施する。

なお、対象年度については、当年度も考慮しながら基本的には前年度の事務および事業を対象として実施する。

(2) 隨時監査（地方自治法第199条第5項）

定期監査と同じ範囲を対象として、必要と認めるとき適時実施する。

また、工事監査については、計画、設計、積算、施工等が、適正かつ合理的、効率的に行われているかどうかについて実施する。技術的な監査を充実させるため、技術調査業務を委託する。

(3) 行政監査（地方自治法第199条第2項）

財務事務との関連性および実施の必要性を踏まえ、事務事業が合理的かつ効率的に行われているかについて、隨時実施する。

また、複数の部等を対象に共通する特定のテーマ等を選定し、必要と認める時に実施する。

(4) 財政援助団体等に対する監査（地方自治法第199条第7項）

財政的援助を与えていたる団体等に対し、必要があると認めるときまたは市長の要求があるときは、当該援助等に係る出納その他の事務の執行が、適正かつ効率的に行われているかどうかについて実施する。

なお、対象年度については、当該年度事業も考慮しながら基本的には前年度事業を対象として実施する。

(5) 例月出納検査（地方自治法第235条の2第1項）

会計管理者および企業管理者の保管する現金の在高および出納関係諸表等の計数の正確性を検証するとともに、現金出納事務が適正に行われているかを主眼として実施する。

(6) 決算審査および基金の運用状況審査ならびに健全化判断比率等審査

① 決算審査（地方自治法第233条第2項、地方公営企業法第30条第2項）

決算その他関係諸表等の計数の正確性を検証するとともに、予算の執行または事業の経営が適正かつ効率的に行われているかどうかについて審査を行う。

② 基金の運用状況審査（地方自治法第241条第5項）

基金の運用状況を示す書類の計数の正確性を検証するとともに、その運用が適正かつ効率的に行われているかどうかについて審査を行う。

③ 健全化判断比率等審査（地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項および第22条第1項）

健全化判断比率および資金不足比率ならびにそれらの算定の基礎となる事項を記載した書類の計数について、正確に計上され、かつ適正に作成されているかどうかについて審査を行う。

(7) その他の監査

住民の直接請求に基づく監査（地方自治法第75条）、議会の要求に基づく監査（同法第98条第2項）、市長の要求に基づく監査（同法第199条第6項）、住民監査請求に基づく監査（同法第242条）等については、その都度実施する。

3 監査等実施計画

別紙の「平成30年度監査等実施計画表」に基づいて実施する。ただし、諸事情により変更して執行する場合がある。

4 監査結果等の報告および公表

監査結果について議長、市長等に報告書を提出するとともに、市公報に掲載し市ホームページに公表する。

5 改善措置の報告および公表

監査結果に対して措置を講じた場合は、監査委員にその旨を通知するように定められており、監査委員はこれを公表する。（地方自治法第199条第12項）

## 平成30年度監査等実施計画表

月	定期監査 対象部	定期監査で重点的に監査する機関			その他の 監 査	決算審査・ 健全化法 審査	例月 出納 検査
		上旬	中旬	下旬			
4	子ども家庭部 教育委員会	4月下旬に実施 山田幼稚園、老上幼稚園、山田小学校 老上小学校、玉川中学校、松原中学校					25日 (水)
5	子ども家庭部 教育委員会	5月中旬に実施 草津中央おひさまこども園、矢倉幼稚園、 第三保育所、笠縫小学校、渋川小学校、 草津第二小学校					25日 (金)
	会計課 農業委員会事務局 総合政策部			会計課 農業委員会事務局 秘書課			
6					財援監査 (補助金・ 指定管理) (まちづくり協働部)	↑ 企 公 業 企 一 特 企 ↓	25日 (月)
7							25日 (水)
8	総合政策部	橋岡会館					27日 (月)
9	総合政策部	草津未来研究所 企画調整課 男女共同参画課					10月 1日 (月)
10	総務部 環境経済部 健康福祉部	総務課 商工観光労政課	生活支援課		工事監査 (公園緑地課)		25日 (木)
11	健康福祉部 子ども家庭部	長寿いきがい課 子ども・子育 て推進課 幼児課					26日 (月)
12	都市計画部 建設部		都市再生課 河川課 草津川跡地整備課				25日 (火)
1	建設部 上下水道部 教育委員会			土木管理課 上下水道施設課 文化財保護課			25日 (金)
2	教育委員会 総合政策部			学校政策推進課 草津宿街道交流館 人権センター			25日 (月)
3							25日 (月)



監発第60号  
平成30年4月2日

草津市教育委員会教育長様

草津市代表監査委員

定期監査の実施について（通知）

地方自治法第199条第4項の規定に基づく定期監査を次のとおり実施しますので、草津市監査委員条例第4条第2項により通知します。

記

実施日	監査対象施設
平成30年4月20日（金）	玉川中学校
	山田小学校
平成30年4月27日（金）	松原中学校
	老上小学校
平成30年5月10日（木）	笠縫小学校
平成30年5月16日（水）	渋川小学校
	草津第二小学校

監発第88号  
平成30年4月6日

草津市教育委員会教育長様

草津市代表監査委員

定期監査日程の変更について（通知）

先に通知しました定期監査の日程について、都合により下記のとおり変更しますので、  
ご承知くださるようお願いします。

記

変更前 平成30年5月10日（木） 午後9時30分～（笠縫小学校）  
平成30年5月16日（水） 午前9時30分～（渋川小学校）

変更後 平成30年5月10日（木） 午後9時30分～（渋川小学校）  
平成30年5月16日（水） 午前9時30分～（笠縫小学校）

437

監発第90号  
平成30年4月12日

草津市教育委員会教育長様

草津市代表監査委員

定期監査日程の変更について（通知）

先に通知しました定期監査の日程について、都合により下記のとおり変更しますので、  
ご承知くださるようお願いします。

記

監査対象 松原中学校

変更前 平成30年4月27日（金） 午後9時30分～

変更後 平成30年5月 8日（火） 午後9時30分～



監発第47号

平成30年3月26日

草津市教育委員会教育長様

草津市監査委員 平井 文雄

草津市監査委員 小野 元嗣

## 定期監査結果報告の提出について

地方自治法第199条第4項の規定による定期監査を実施し、同条第9項の規定により監査の結果に関する報告を決定したので、別紙のとおり提出します。

## 記

監 査 期 日	監 査 対 象 機 関
平成30年 1月17日	教 育 総 務 課
	学校給食センター

## 定期監査結果報告書

監査対象機関	監査実施期日	対象年度	監査委員
教育総務課	平成 30 年 1 月 17 日	平成 28 年度	平井 文雄 小野 元嗣

### 1 監査の範囲および方法

所管事務が関係法令等にのっとり適正に行われているか、また、合理的かつ効率的に行われているかという観点から、主として平成 28 年度分について重点項目を定め、前回監査実施時(平成 26 年度)における指摘事項に対する改善状況の確認はもとより、所管事務の特徴および他所属での近年の指摘事項から、次の着眼点及び方法により実施した。

#### (1) 重点項目

- ① 小学校・中学校教材設備充実費
- ② 小学校・中学校建設事業費

#### (2) 監査の主な着眼点

- ・小・中学校の教材整備について、教育総務課で各学校の規模に応じ適切に予算配分され、適切に見積入札されているか、また支払事務においても適切に執行されているか。
- ・小・中学校の学校図書整備について、教育総務課で各学校の蔵書の整備充足率を考慮して適切に予算配分され、適切に見積入札されているか、また支払事務においても適切に執行されているか。
- ・小・中学校の改修工事は、中長期の改修計画に基づき各小・中学校別に校舎等の大規模改造工事、トイレ改造工事およびグラウンド改修工事等を適切に執行等事務がされているか。
- ・教材整備費・図書整備費・特別支援学級教材備品整備費の執行は、適切にまた効率的・効果的に事務執行されているか。

#### (3) 監査の実施方法

関係書類を抽出等により調査するとともに、関係職員から説明を聴取するなどの方法により実施した。

## 2 監査対象とした事務事業の執行内容

平成 28 年度に執行された事務事業のうち、今回重点的に調査を行った項目の内容は次のとおりである。

### ① 小学校・中学校教材設備充実費

教育教材備品、学校図書等の整備・充実を図り、小・中学校の教育環境の向上を図ることを目的に、教材関係消耗品、教材備品、学校図書、特別支援学級教材備品について、平成 27 年 3 月に策定された草津市教育振興基本計画（第 2 期）のもと、必要な物品を計画的に購入された。

消耗品・備品購入費については、基本額に学校規模を考慮して各校に予算を配分され、配分予算額をもとに消耗品は各校で独自に執行し、備品については各校の購入希望リストを教育総務課でとりまとめ、年 2 回見積入札を実施して購入整備されている。また、緊急の熱中症対策として平成 28 年度と平成 29 年度の 2 カ年で、小学校は体育館、中学校は体育館と武道場に環境管理温・湿度計（熱中症注意 4 段階表示）を設置された。なお、ICT 関連の備品類（電子黒板、タブレット端末など）は学校政策推進課が整備されている。

学校図書の整備については、平成 5 年 3 月に文部省（現「文部科学省」）が示した「学校図書館 図書標準」の蔵書冊数を目標に、図書の整備が図られており、各学校の児童・生徒数に応じて予算を配分し、年 2 ~ 3 回に分けて滋賀県書店商業組合草津支部と随意契約で購入されている。学校図書の購入に際しては、従来の読書センターとしての機能に加えて、学習情報センターとしての機能が期待されていることから、「調べる学習の支援」という観点も考慮して選定されている。平成 28 年度末における図書標準冊数に対する充足率は、小学校平均で 100 % を超え、中学校平均も 100 % に近づいている。全小中学校では図書システムにより蔵書図書をデータベース化し、図書の分類、貸出、保管等を一元管理されている。

#### ▶学校図書館の蔵書数・標準冊数充足率の推移

	年度	標準学級数	図書標準冊数	購入冊数	処分数	蔵書累計	充足率
小 学 校	H26	304	146,400	8,231	465	143,150	97.8%
	H27	287	150,440	9,614	3,185	149,579	99.4%
	H28	293	151,840	5,950	570	154,949	102.0%
中 学 校	H26	118	83,520	3,451	1,565	75,535	90.4%
	H27	112	80,960	3,199	4,393	74,341	91.8%
	H28	111	80,480	4,057	964	77,434	96.2%

※ 購入冊数には寄付冊数を含む。（年度末）

また、特別支援学級設備整備については、学校教育法第 81 条第 2 項の規定により、特別支援学級を設置する時に必要な設備等について、関係者と調整し整備された。

## ② 小学校・中学校建設事業費

草津市内の小学校・中学校の学校施設を生徒の学習・生活の場として、豊かな人間性を育むための快適な教育環境を構築するとともに、災害時に地域の方々の緊急避難場所として役割を発揮できるようにするために、大規模改造工事やトイレ改修工事、グラウンド改修工事を順次計画的に実施されている。ただ、大規模改造工事等はかかる経費が大きいため、国の交付金を取り入れながら進められているが、近年確実な採択が約束されず計画通りの進行が難しい状態となっている。笠縫小学校体育館大規模改修他工事ならびに新堂中学校大規模改造2期工事については、平成27年度予算の國內示時期が大幅に遅れた関係から、明許繰越し施工された。

一方、市内一部地域の児童生徒数の増加に伴う教室の確保について、財源の確保や限られた敷地内での増築場所の決定、工事実施のための各種調整に苦慮されている。

なお、耐震補強工事のうち躯体に係る工事は平成23年度で全て完了している。非構造部材については、避難所となる体育館は平成27年度に全て完了し、校舎棟については平成28年度から順次実施されている。

### ▷ 小学校建設事業費の実績内訳

ア. 小学校大規模改造費 10,092千円

- ・志津南小学校大規模改造1期工事実施設計業務
- ・老上小学校トイレ改修工事実施設計業務
- ・玉川小学校グラウンド改修工事実施設計業務

イ. 前年度繰越 163,982千円

- ・笠縫小学校体育館大規模改造他工事（建築、電気、機械、管理業務）

### ▷ 中学校建設事業費の実績内訳

ア. 中学校大規模改造費 15,391千円

- ・老上中学校大規模改造工事実施設計業務
- ・松原中学校大規模改造工事実施設計業務

イ. 校舎等整備費 8,424千円

- ・高穂中学校校舎増築工事基本設計業務

ウ. 前年度繰越 320,674千円

- ・新堂中学校大規模改造2期工事（建築、電気、機械、管理業務、備品）

### 3 監査の結果

事務の執行状況については概ね適正に執行されており、財務処理についても適正に処理されていると認められた。今後、より適正で有効かつ効率的な事業執行に取り組まれたい。

なお、軽微な事項については口頭により指導し改善等を求めた。

### 【意見・指摘事項】

特になし

## 定期監査結果報告書

監査対象機関	監査実施期日	対象年度	監査委員
学校給食センター	平成 30 年 1 月 17 日	平成 28 年度	平井 文雄 小野 元嗣

### 1 監査の範囲および方法

所管事務が関係法令等にのっとり適正に行われているか、また、合理的かつ効率的に行われているかという観点から、主として平成 28 年度分について重点項目を定め、前回監査実施時(平成 26 年度)における指摘事項に対する改善状況の確認はもとより、所管事務の特徴および他所属での近年の指摘事項から、次の着眼点及び方法により実施した。

#### (1) 重点項目

- ① 管理運営費（学校給食センター特別会計）

#### (2) 監査の主な着眼点

- ・ 委託内容は、契約内容に従って事業が展開され、経費が支出されているか。
- ・ 委託料の支出は委託契約書の内容に基づき適正に行われているか。
- ・ 委託料の実績報告等は契約の内容に基づき適正に行われているか。
- ・ 委託内容の履行の確認は適正に行われているか。
- ・ 調定事務は法令及び条例等に準拠して適正に行われているか。
- ・ 滞納整理事務は、適宜かつ適正に行われているか。
- ・ 食材の発注から検収までの事務は適正かつ効率的に行われているか。

#### (3) 監査の実施方法

関係書類を抽出等により調査するとともに、関係職員から説明を聴取するなどの方法により実施した。

## 2 監査対象とした事務事業の執行内容

平成 28 年度に執行された事務事業のうち、今回重点的に調査を行った項目の内容は次のとおりである。

### ① 管理運営費（学校給食センター特別会計）

平成 25 年 4 月に稼働した学校給食センターは、調理能力 9,000 食／日で、平成 28 年度は市内全 14 小学校を対象に約 8,470 食／日を調理された。学校給食法第 2 条に規定されている「学校給食の目標」を達成するため、徹底した衛生管理の下、安全・安心かつおいしい栄養バランスの取れた学校給食の提供に努められた。

給食センターの運営については、学校給食に関する重要事項ならびに学校給食センターの運営について懇談する運営懇談会をはじめ、給食主任会議、献立作成懇談会、物資選定懇談会を適宜開催された。

地産地消の推進については、多くの課題があるものの農協をはじめ関係機関等と協議調整され、草津市産としては、米、ほうれん草、青ねぎ、水菜、愛彩菜（わさび菜）、草津メロン、小松菜など 19 品目を、滋賀県産として、牛乳、湖魚、たまねぎ、きゅうりなど、野菜などはできる限り草津市産、滋賀県産の使用に努められている。

実施内容は、主食・牛乳・副食の完全給食で、主に米飯給食（月 1 度パン給食）され、年間 188 回実施されており、給食費は 1 人 1 か月 3,800 円（1 食 223 円）である。

各学校に出向いての食に関する指導については、市内小学校 1・2・3 年の各学級に、学校給食センターから栄養職員 3 名が出向し、指導が行われた。

学期	学年	内容	学級数(クラス)	延べ児童数(人)
1 学期	2 年生	骨をじょうぶにする食べ物	45 (H27:43)	1,331 (H27:1,262)
2 学期	3 年生	食べ物の働きを知ろう	45 (H27:43)	1,330 (H27:1,319)
3 学期	1 年生	いろいろな食べ物を知ろう	44 (H27:45)	1,341 (H27:1,249)
要請等のあった学校・学年での食に関する指導			29 (H27:22)	656 (H27: 705)

学校給食費の滞納対策については、現年度分は小学校が、過年度分は給食センターがそれぞれ対応されているが、該当者との面談等に困難となっている事例が多く、滞納繰越額が前年度に比べ約 3 倍の 75 万円となった。

	学校数	児童数	保護者数	金額
現年度分	9 校	25 人	16 人	544,800 円
過年度分	5 校	12 人	10 人	209,108 円

主な委託業務の内容は次のとおりであった。

ア. 調理・洗浄等委託業務

内容：給食センターでの調理・洗浄・ボイラーマン、各学校での配膳補助業務

契約：随意契約（平成24年度のプロポーザルの結果より毎年、随意契約）

期間：平成28年4月1日～平成29年3月31日

金額：1,316,763円

業者：富士産業㈱（東京都港区）

※ 平成28年度からボイラーマン、各学校での配膳補助等業務を本委託業務に含めて執行された結果、特に配膳補助業務については労務管理の煩雑さが解消されたと評価されている。

イ. 学校給食センター残渣運搬処理業務

内容：各小学校および給食センターから排出する給食の残渣を運搬処分する。

契約：随意契約

期間：平成28年4月1日～平成29年3月31日

金額：1,545,264円

業者：大五産業㈱

ウ. 学校給食センター厨房排水除害施設維持管理業務

内容：学校給食センター厨房排水除害施設を維持するため、維持管理業務を委託する。

契約：随意契約

期間：平成28年4月1日～平成29年3月31日

金額：1,512,000円

業者：環境創研㈱（栗東市）

### 3 監査の結果

事務の執行状況については概ね適正に執行されており、財務処理についても適正に処理されていると認められたが、一部に改善、検討を要する事項が見受けられたので、今後より適正で有効かつ効率的な事業執行に取り組まれたい。

なお、軽微な事項については口頭により指導し改善等を求めた。

### 【検出事項】

- (1) 学校給食調理洗浄等業務における仕様書12.(6)の業務内容と積算について  
学校給食調理洗浄等業務において、委託者は年間50万円を限度として、市の承認を得た後に修繕等を実施することが契約に定められている。契約書内の別記仕様でも、見積の対象として「学校給食センター管理業務 修繕料および管理に必要な消耗品」を委託料に計上することを求めており、年度初めの見積徴収時に受託者が提出した見積書にも「施設管理費500,000円」として計上されている。

しかし、機械・機器・器具等の故障に起因する修繕料および管理に必要な消耗品費等の執行状況の実績報告が書類上整備されておらず、監査の調査を通じて確認を求めたところ、540,800円を受託者が執行されたとの報告はあったものの、事前に市の承認を得ておらず、市は内容も把握していなかった。

### 【意見・指摘事項】

- (1) 学校給食調理洗浄等業務における仕様書12.(6)の業務内容と積算について、委託業務に必要な修繕等の考え方を整理し、修繕等については全て市で実施する、あるいは精算項目とするなど、当該業務のあり方と仕様書の記載の仕方を見直しされたい。

### 草津宿街道交流館会員制度要綱の一部を改正する要綱

草津宿街道交流館会員制度要綱（平成12年草津市教育委員会告示第5号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「本制度を利用する者は」の右に「、共通年間券を購入し」を加え、同項に次のただし書を加える。

ただし、市内に住所を有する障害者（障害者基本法（昭和45年法律第84号）第2条第1号に規定する者をいう。以下この条において同じ。）にあっては、共通年間券を購入することを要しない。

第2条第2項中「登録した者に」を「登録した者の共通年間券に会員である旨を明記するものとする。ただし、市内に住所を有する障害者に対しては」に改め、同条第3項中「同一年度の3月末日」を「会員の所持する共通年間券の有効期限が終了する日（市内に住所を有する障害者である会員にあっては登録した日から起算して1年を経過する日）」に改める。

第3条第1項中「1,000円」を「500円」に改め、同条第2項中「また、年度途中の入会であっても月割は行わないものとする。」を削る。

第4条第1項中第1号および第2号を削り、第3号を第1号とし、第4号を第2号とし、第5号を第3号とする。

別記様式第1号および第2号を次のように改める。

#### 別記

##### 様式第1号（第2条第1項関係）

草津宿街道交流館会員申込書				
草津市教育委員会 宛				
年 月 日				
草津宿街道交流館会員登録を申し込みます。				
氏名		連絡先		
住所				
受付日		会費	共通年間券	備考

##### 様式第2号（第2条第2項関係）

<u>No</u>	草津宿街道交流館会員証 会員氏名 _____ 有効期限 年 月 日まで	1. 草津宿街道交流館および史跡草津宿本陣の利用の際には必ず本証を携帯し、提示してください。 2. 本証は表記記載の会員のみ有効で、他人に転貸することはできません。 3. 本証を紛失した場合には速やかに申し出ください。	
草津宿街道交流館			

## 付 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

草津宿街道交流館会員制度要綱（平成12年教育委員会告示第5号）新旧対照表

改正後（案）	現行
<p>○草津宿街道交流館会員制度要綱</p> <p style="text-align: center;">平成12年5月1日 教委告示第5号</p> <p>改正 平成27年4月1日教委告示第5号</p> <p>（目的）</p> <p>第1条 この要綱は、草津宿街道交流館会員（以下「会員」という。）が、草津宿街道交流館および史跡草津宿本陣の利用に際しての利便性を図るとともに、会員相互の積極的な交流を図ることを目的とする。</p> <p>（登録等）</p> <p>第2条 本制度を利用する者は、<u>共通年間券を購入し、草津宿街道交流館会員申込書（別記様式第1号）を教育委員会に提出し、会員として登録を受けなければならない。</u>ただし、市内に住所を有する障害者（障害者基本法（昭和45年法律第84号）第2条第1号に規定する者をいう。以下この条において同じ。）にあっては、<u>共通年間券を購入することを要しない。</u></p> <p>2 教育委員会は、<u>登録した者の共通年間券に会員である旨を明記するものとする。</u>ただし、市内に住所を有する障害者に対しては</p>	<p>○草津宿街道交流館会員制度要綱</p> <p style="text-align: center;">平成12年5月1日 教委告示第5号</p> <p>改正 平成27年4月1日教委告示第5号</p> <p>（目的）</p> <p>第1条 この要綱は、草津宿街道交流館会員（以下「会員」という。）が、草津宿街道交流館および史跡草津宿本陣の利用に際しての利便性を図るとともに、会員相互の積極的な交流を図ることを目的とする。</p> <p>（登録等）</p> <p>第2条 本制度を利用する者は、草津宿街道交流館会員申込書（別記様式第1号）を教育委員会に提出し、会員として登録を受けなければならない。</p> <p>2 教育委員会は、<u>登録した者に草津宿街道交流館会員証（別記様式第2号）を交付するものとする。</u></p>

改正後（案）	現行
<p>草津宿街道交流館会員証（別記様式第2号）を交付するものとする。</p> <p>3 会員の資格は、登録した日から<u>会員の所持する共通年間券の有効期限が終了する日（市内に住所を有する障害者である会員にあっては登録した日から起算して1年を経過する日）</u>までとする。</p> <p>4 会員の定数は、必要に応じて、その都度教育委員会が定める。 (会費)</p> <p>第3条 会費は年額<u>500円</u>とし、入会時に全額支払うものとする。</p> <p>2 会費は、いかなる場合であっても返還はしない。 (会員の特典)</p> <p>第4条 会員は、草津宿街道交流館および史跡草津宿本陣において次の特典を受けることができる。</p> <p>(1) 草津宿街道交流館または史跡草津宿本陣主催のセミナー等受講料の割引 (2) 会員相互の学習会や意見交換会への参加 (3) 草津宿街道交流館情報紙「街道文化情報通信」および各種</p>	<p>3 会員の資格は、登録した日から<u>同一年度の3月末日</u>までとする。</p> <p>4 会員の定数は、必要に応じて、その都度教育委員会が定める。 (会費)</p> <p>第3条 会費は年額<u>1,000円</u>とし、入会時に全額支払うものとする。</p> <p>2 会費は、いかなる場合であっても返還はしない。<u>また、年度途中の入会であっても月割は行わないものとする。</u> (会員の特典)</p> <p>第4条 会員は、草津宿街道交流館および史跡草津宿本陣において次の特典を受けることができる。</p> <p>(1) <u>草津宿街道交流館の観覧無料</u> (2) <u>史跡草津宿本陣の入館無料</u> (3) 草津宿街道交流館または史跡草津宿本陣主催のセミナー等受講料の割引 (4) 会員相互の学習会や意見交換会への参加 (5) 草津宿街道交流館情報紙「街道文化情報通信」および各種</p>

改正後（案）	現行																																
催し案内の送付	催し案内の送付																																
付 則	付 則																																
この要綱は、平成12年5月1日から施行する。	この要綱は、平成12年5月1日から施行する。																																
付 則（平成27年4月1日教委告示第5号）	付 則（平成27年4月1日教委告示第5号）																																
この要綱は、平成27年4月1日から施行する。	この要綱は、平成27年4月1日から施行する。																																
付 則（平成30年4月1日教委告示第 号）																																	
<u>この要綱は、平成30年4月1日から施行する。</u>																																	
別記様式第1号（第2条第1項関係）	別記様式第1号（第2条第1項関係）																																
<p>別記様式第1号（第2条第1項関係）</p> <p>草津宿街道交流館会員申込書</p> <p>草津市教育委員会 宛</p> <p>年 月 日</p> <p>草津宿街道交流館会員登録を申し込みます。</p> <table border="1"> <tr> <td>氏名</td> <td></td> <td>連絡先</td> <td></td> </tr> <tr> <td>住所</td> <td colspan="3"></td> </tr> <tr> <td>受付日</td> <td>会費</td> <td>共通年間券</td> <td>備考</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </table>	氏名		連絡先		住所				受付日	会費	共通年間券	備考					<p>別記様式第1号（第2条第1項関係）</p> <p>草津宿街道交流館会員申込書</p> <p>草津市教育委員会</p> <p>年 月 日</p> <p>平成 年度草津宿街道交流館会員登録を申し込みます。</p> <table border="1"> <tr> <td>氏名</td> <td></td> <td>性別</td> <td>男／女</td> </tr> <tr> <td>住所</td> <td></td> <td>連絡先</td> <td></td> </tr> <tr> <td>受付日</td> <td>会費</td> <td>会員証</td> <td>備考</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </table>	氏名		性別	男／女	住所		連絡先		受付日	会費	会員証	備考				
氏名		連絡先																															
住所																																	
受付日	会費	共通年間券	備考																														
氏名		性別	男／女																														
住所		連絡先																															
受付日	会費	会員証	備考																														

改正後（案）	現行														
<p>別記様式第2号（第2条第2項関係）</p> <table border="1" data-bbox="259 555 681 982"> <tr> <td>No _____</td> </tr> <tr> <td>草津宿街道交流館会員証</td> </tr> <tr> <td>会員氏名 _____</td> </tr> <tr> <td>有効期限 年 月 日まで</td> </tr> </table> <table border="1" data-bbox="714 555 1104 982"> <tr> <td>1. 草津宿街道交流館および史跡草津宿本陣の利用の際には必ず本証を携帯し、提示してください。</td> </tr> <tr> <td>2. 本証は表記記載の会員のみ有効で、他人に転貸することはできません。</td> </tr> <tr> <td>3. 本証を紛失した場合には速やかに申し出てください。 草津宿街道交流館</td> </tr> </table>	No _____	草津宿街道交流館会員証	会員氏名 _____	有効期限 年 月 日まで	1. 草津宿街道交流館および史跡草津宿本陣の利用の際には必ず本証を携帯し、提示してください。	2. 本証は表記記載の会員のみ有効で、他人に転貸することはできません。	3. 本証を紛失した場合には速やかに申し出てください。 草津宿街道交流館	<p>別記様式第2号（第2条第2項関係）</p> <table border="1" data-bbox="1172 555 1570 982"> <tr> <td>No _____</td> </tr> <tr> <td>草津宿街道交流館会員証</td> </tr> <tr> <td>会員氏名 _____</td> </tr> <tr> <td>有効期限 年 月 日まで</td> </tr> </table> <table border="1" data-bbox="1604 555 1994 982"> <tr> <td>1. 草津宿街道交流館および史跡草津宿本陣の利用の際には必ず本証を携帯し、提示してください。</td> </tr> <tr> <td>2. 本証は表記記載の会員のみ有効で、他人に転貸することはできません。</td> </tr> <tr> <td>3. 本証を紛失した場合には速やかに申し出てください。 草津宿街道交流館</td> </tr> </table>	No _____	草津宿街道交流館会員証	会員氏名 _____	有効期限 年 月 日まで	1. 草津宿街道交流館および史跡草津宿本陣の利用の際には必ず本証を携帯し、提示してください。	2. 本証は表記記載の会員のみ有効で、他人に転貸することはできません。	3. 本証を紛失した場合には速やかに申し出てください。 草津宿街道交流館
No _____															
草津宿街道交流館会員証															
会員氏名 _____															
有効期限 年 月 日まで															
1. 草津宿街道交流館および史跡草津宿本陣の利用の際には必ず本証を携帯し、提示してください。															
2. 本証は表記記載の会員のみ有効で、他人に転貸することはできません。															
3. 本証を紛失した場合には速やかに申し出てください。 草津宿街道交流館															
No _____															
草津宿街道交流館会員証															
会員氏名 _____															
有効期限 年 月 日まで															
1. 草津宿街道交流館および史跡草津宿本陣の利用の際には必ず本証を携帯し、提示してください。															
2. 本証は表記記載の会員のみ有効で、他人に転貸することはできません。															
3. 本証を紛失した場合には速やかに申し出てください。 草津宿街道交流館															

## 草津市中学校運動部活動指導員設置要綱

## (趣旨)

第1条 この要綱は、草津市立中学校（以下「市立中学校」という。）における運動部の活動に対する指導体制の充実を図ることにより、生徒の心身の発達に資するため、学校教育法施行規則（昭和22年文部科学省令第11号）第78条の2に規定する部活動指導員（以下「指導員」という。）の職務その他必要な事項を定めるものとする。

## (身分)

第2条 指導員は、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第3条第3項第3号に定める特別職の非常勤職員とする。

## (任用)

第3条 草津市教育委員会（以下「教育委員会」という。）は、市立中学校においてスポーツに関する教育活動に係る技術的な指導に従事する指導員を任用することができる。

2 前項の規定による任用を行う場合は、指導員として適格性を有すると認められる20歳以上の者のうち、次の各号のいずれかに該当する者を教育委員会が任用する。

- (1) 教育職員免許法（昭和24年法律第147号）第4条第1項に規定する普通免許状を有する者
- (2) 公益財団法人日本体育協会が定める加盟団体規程第2条第1号に規定する加盟競技団体が認定した指導者資格を有する者

## (職務)

第4条 指導員は、各市立中学校の教育計画に基づき、生徒の自主的、自発的な参加により行われる部活動において、校長の監督を受け、技術的な指導に従事することとし、次の各号の掲げる職務を行う。なお、指導員を設置する場合であっても、これらの職務を教諭等が行うことを妨げない。

- (1) 実技指導
- (2) 安全および障害の予防に関する知識および技能の指導
- (3) 学校外での活動（大会・練習試合等）の引率
- (4) 用具および施設の点検および管理
- (5) 部活動の管理運営
- (6) 保護者等への連絡
- (7) 年間および月間の指導計画の作成
- (8) 生徒指導に係る対応
- (9) 事故が発生した場合の現場対応

2 校長は、指導員に部活動の顧問を命じることができる。この場合において、教諭等の顧問を置かずに指導員のみを顧問とする場合にあっては、当該部活動を担当する教諭等を指定し、前項第7号から第9号までに定める職務を命じるものとする。

## (任用期間)

第5条 指導員の任用期間は、任用した日からその日の属する年度の末日までとする。

2 指導員は、再任することができる。

## (勤務時間等)

第6条 指導員の任用期間における勤務時間は週6時間を上限とし、年間35週までとする。また、1回の指導時間については2時間を基本とする。

2 指導員の勤務日および勤務時間の割り振りは、校長が別に定める。

## (報酬)

第7条 指導員の報酬は、草津市特別職の職員で非常勤のものの報酬および費用弁償に関する条例（昭和31年草津市条例第20号）に定めるところにより支給する。

（公務災害の保証）

第8条 指導員の公務上の災害または通勤による災害については、労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）に基づき補償する。

（服務）

第9条 指導員は、その職務を遂行するに当たり、校長の監督を受け、その職務上の命令に従わなければならない。

- 2 指導員は、その職務の信用を傷つけるような行為をしてはならない。
- 3 指導員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。
- 4 指導員は、やむを得ない理由により指導等に従事できないときは、あらかじめ校長に連絡しなければならない。

（解職）

第10条 教育委員会は、指導員が次の各号のいずれかに該当する場合は、解職することができる。

- (1) 心身の故障により職務の遂行に支障があり、またはこれに耐えないとき。
- (2) 指導員の職務の遂行に必要な適格性を欠くとき。
- (3) 前条に規定する服務に違反したとき。
- (4) 教育委員会が指導員の任用の必要がなくなったと認めたとき。

（委任）

第11条 この要綱に定めるものほか、必要な事項は、教育委員会が別に定める。

付 則

この要綱は、平成30年4月19日から施行する。

## 寄付受け入れ報告

寄付品目	数量	単価円	価格円	住所・氏名等	寄付年月日	受納場所
デジタルカメラ	10		143,860	草津市草津二丁目16-8	平成30年	草津中学校
SDHCカード	10		10,750	草津中学校PTA	3月20日	
収納ケース	1		1,408	会長 伏見 真奈美		
小計			156,018			
合計			156,018			